

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「最良の製品・サービスを以て社会に貢献す」の社是の下、「競争力の強化」・「経営判断の迅速化」を図ると同時に、「経営の透明性」を高める観点から経営の監視機能および内部統制機能の充実、コンプライアンス経営の徹底を重要課題として取組み、企業価値の向上に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則すべてを実施いたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 九州電力口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,736,484	14.52
株式会社 九電工	1,619,368	13.54
株式会社 日立製作所	1,330,320	11.12
西日本鉄道 株式会社	1,133,031	9.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・西部瓦斯株式会社退職給付信託口)	554,900	4.64
株式会社 福岡銀行	517,734	4.33
株式会社 西日本シティ銀行	459,700	3.84
土屋 達雄	405,795	3.39
土屋 直知	343,392	2.87
正興電機従業員持株会	224,713	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
吉迫 徹	他の会社の出身者					○		○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉迫 徹		平成25年3月に当社社外取締役に就任した吉迫徹氏は、当社の主要株主であるとともに主要な取引先である九州電力株式会社(同社代表取締役副社長)に在籍(同社代表取締役副社長)されており、同社と当社の間には、3,965百万円の取引が存在しています。(取引額については平成27年12月期実績)	同氏につきましては、同氏の電力事業分野における幅広い知識・見識と多彩な経験を、当社の経営全般に活かしていただくため、社外取締役として選任させていただいております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に会合を行い、監査体制・監査計画および実施状況などについて報告・検討を行っており、必要な場合には、監

査役と会計監査人がともに立会い、監査を実施しております。

内部監査の状況については、社長直属の独立部門として内部監査室を設置しております。内部監査室は、監査役と連携し、内部監査規程および監査計画に基づき当社および連結子会社の業務遂行状況、コンプライアンス状況および財務報告に係る内部統制状況について、内部監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
塩月 輝雄	他の会社の出身者										△	△	○		
竹島 和幸	他の会社の出身者										△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩月 輝雄		平成28年3月29日に当社社外監査役に就任した塩月輝雄氏は、当社の主要株主である株式会社九電工に過去在籍(平成16年4月同社熊本支店副支店長、平成17年4月同社経理部長、平成19年4月同社理事経理部長、平成22年4月同社執行役員経理部長、平成25年4月同社上席執行役員(関連事業担当)、平成27年3月同社退職、平成27年4月九電工新エネルギー株式会社代表取締役社長就任)されており、同社と当社の間には、309百万円の取引が存在しています。(取引額については平成27年12月期末実績) また、当社の福重康行氏(当社代表取締役社長に平成25年3月就任)が、平成25年6月から同社の社外監査役に就任しております。	同氏につきましては、株式会社九電工の経理部門の責任者などを務め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、株式会社九電工および九電工新エネルギー株式会社において、同氏がこれまでに培ってこられた執行役員、代表取締役社長としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営全般に活かしていただくとともに、経営のチェック機能の客観性の向上や監督機能の強化を図ることを目的に、社外監査役として選任をお願いするものであります。
竹島 和幸	○	平成26年3月に当社社外監査役に就任した竹島和幸氏は、西日本鉄道株式会社に在籍(同社代表取締役会長)されております。同社は過去において当社株式を10%以上所有する主要株主に該当していましたが、現在は該当しておりません。	同氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役に選任させていただいております。同氏は西日本鉄道株式会社に在籍されており、同社と当社の間には、取引は存在せず、また、現在において同社は当社株式を10%以上所有する主要株主に該当しないことから、同社の意向が著しく当社の意思決定に対して重大な影響を与えるものではありません。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定させていただきました。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、株主様と同じ視点に立ち企業価値向上に邁進する意欲や士気および責任をより一層高めることを目的に、取締役、監査役の役員賞与および退職慰労金の制度を廃止し、業績連動型報酬に一本化するるとともに、報酬の一部に株価連動型(自社株取得型)報酬を組み入れた業績連動型の報酬制度を導入しております。また、取締役、監査役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役、使用人のうち部門業績責任のある者へのインセンティブ・プランとして、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

発行済みストックオプションは、権利行使期間満了のため、すべて失効しております。
現在、権利行使可能なストックオプションはございません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年12月期における役員区分ごとの報酬等の内容は次のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く)

報酬等の総額	基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	員数
127百万円	103百万円	—	23百万円	—	9名

監査役(社外監査役を除く)

報酬等の総額	基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	員数
14百万円	13百万円	—	1百万円	—	1名

社外役員

報酬等の総額	基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	員数
24百万円	22百万円	—	1百万円	—	3名

(注) 1.株主総会決議(平成19年3月29日)による取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く)は年額200百万円であり、株主総会決議(平成19年3月29日)による監査役報酬限度額は年額50百万円であります。

2.上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与含む)は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会の決議により、取締役および監査役の報酬等の限度額を定めております。
なお、報酬額の決定については、取締役は取締役会の決議により決定し、監査役については、監査役会の協議により決定しております。
役員の報酬等の算定方法については、「役員報酬取扱内規」に基づき決定しており、1年毎に、業績の状況、役位等により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助するため、また、監査役会の事務局として、補助使用人を置いており、かかる補助使用人が社外監査役の補佐も行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会と執行役員制度

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定めており、コーポレート・ガバナンス報告書提出日(平成28年3月29日)現在において10名(うち社外取締役1名)の体制にて経営にあっております。

当社は執行役員制度を導入しており、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化を図っております。

取締役会は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督という本来の機能に特化し、執行役員は自己の職務を執行する体制となっております。執行役員の職務の担当範囲は、取締役会にて定め、その責任と権限を明確にしております。また、定例の取締役会を毎月開催するとともに、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、執行役員で構成する経営会議を毎月開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

2. 監査役監査

当社は、監査役制度を採用しており、監査役数はコーポレート・ガバナンス報告書提出日(平成28年3月29日)現在において3名(うち社外監査役2名)であります。監査役は取締役会に参加するとともに、監査役会を定期的に開催し、経営への監視機能を備えております。また、常勤監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため経営会議等に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の監視機能を強化することを目的に社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

なお、社外取締役および社外監査役には、主に専門分野における幅広い知識・見識と多彩な経験に基づき、当社の経営全般に適宜・適切なご意見と助言をいただき、経営の監督機能の強化に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月31日が決算期日のため、毎年の定時株主総会は3月となっておりますので、6月の年間第一集中日とは重なっておらず、株主様が比較的出席出来やすい日程となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社は、ホームページの充実化をIR活動の重点課題のひとつとしており、重要な会社情報(経営方針、事業内容、決算情報、新製品情報等)においては、適時ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、経営統括本部総務部を広報担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「正興グループ社員行動指針」としてステークホルダー(お客様、取引先、株主・投資家、社員、社会)に対する行動指針を明確にしており、社内において継続的な教育・指導を徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「我々は環境問題が人類共通の重要課題であることを認識し、『環境との調和』をスローガンとして、地球環境の保全と社会への貢献を目指して活動する」を環境方針の基本理念とし、ISO 14001に則した環境マネジメントシステムに基づき事業活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、正興グループ企業行動規範において「株主・投資家はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、適時適切な企業情報を積極的かつ公正に開示し、企業活動の透明性を高める」ことを企業情報の開示の基本方針としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社はコーポレート・ガバナンスにおいて、「内部統制機能の強化」を重要課題のひとつとして取り組んでおり、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社グループにおいて、業務の適正を確保する為の体制の整備を行っております。当社の内部統制にかかわる基本方針は、次のとおりとなっております。

1. 当社および当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
企業理念規定(正興グループ企業行動規範・社員行動指針)をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、当社グループの役員および社員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、担当部署において、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部署を中心に役員および社員の教育等を行う。
当社の内部監査室は、担当部署と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に当社の取締役会、経営会議および監査役会に報告されるものとする。
法令上疑義のある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として、当社グループ横断的な相談窓口(コンプライアンス相談窓口、社員相談窓口)を設置・運営し、通報者に対して、通報を理由に不利益な取り扱いを行わないものとする。
2. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令および「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。
また、情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」に基づき行う。
3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社対応は、統括部署が行うものとする。また、統括部署は、各部署ごとのリスク管理の状況を調査し、その結果を定期的に当社の取締役会および経営会議に報告する。
4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、執行役員制度に基づき、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化を図る。取締役会は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督という本来の機能に特化し、執行役員は、自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は、取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。また、定例の取締役会を毎月開催するとともに、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、執行役員で構成する経営会議を毎月開催し、当社グループの業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて、当社グループの中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を定め、その目標達成のために、取締役および執行役員の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図るとともに、各部門は、具体的な施策を策定し、実行に移す。
5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループの経営管理および内部統制を担当する部署を当社に置き、「関係会社管理規程」に基づき、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行えるシステムを含む体制を構築する。また、当社の内部監査室が、グループ各社の内部監査を実施するとともに、グループ各社の取締役および監査役を当社から派遣し、グループ各社の取締役の職務執行の監視・監督、業務執行状況を監査する。常勤監査役は、「グループ会社監査役業務連絡会」を設け、グループ各社の監査役との情報交換を定期的に行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、その職務を補助するため、また、監査役会の事務局として、補助使用人を置く。補助使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。
なお、補助使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動および考課については、取締役と監査役が意見交換を行う。
7. 当社および当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役または社員は、当社の監査役または監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報制度(相談窓口)による通報状況およびその内容をすみやかに報告するものとする。また、監査役等へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。
当社の常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため経営会議等にも出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または社員にその説明を求めるものとする。
8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を設定する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
また、内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとする。
また、対応統括部署を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況」に記載のとおりであります。

当社では、「正興グループ社員行動指針」において、「反社会的な勢力・団体からの不当な要求に屈することなく毅然とした態度で臨む」ことを定め、反社会的勢力に対する当社の姿勢を明確にしております。

また、対応統括部署を総務部とし、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

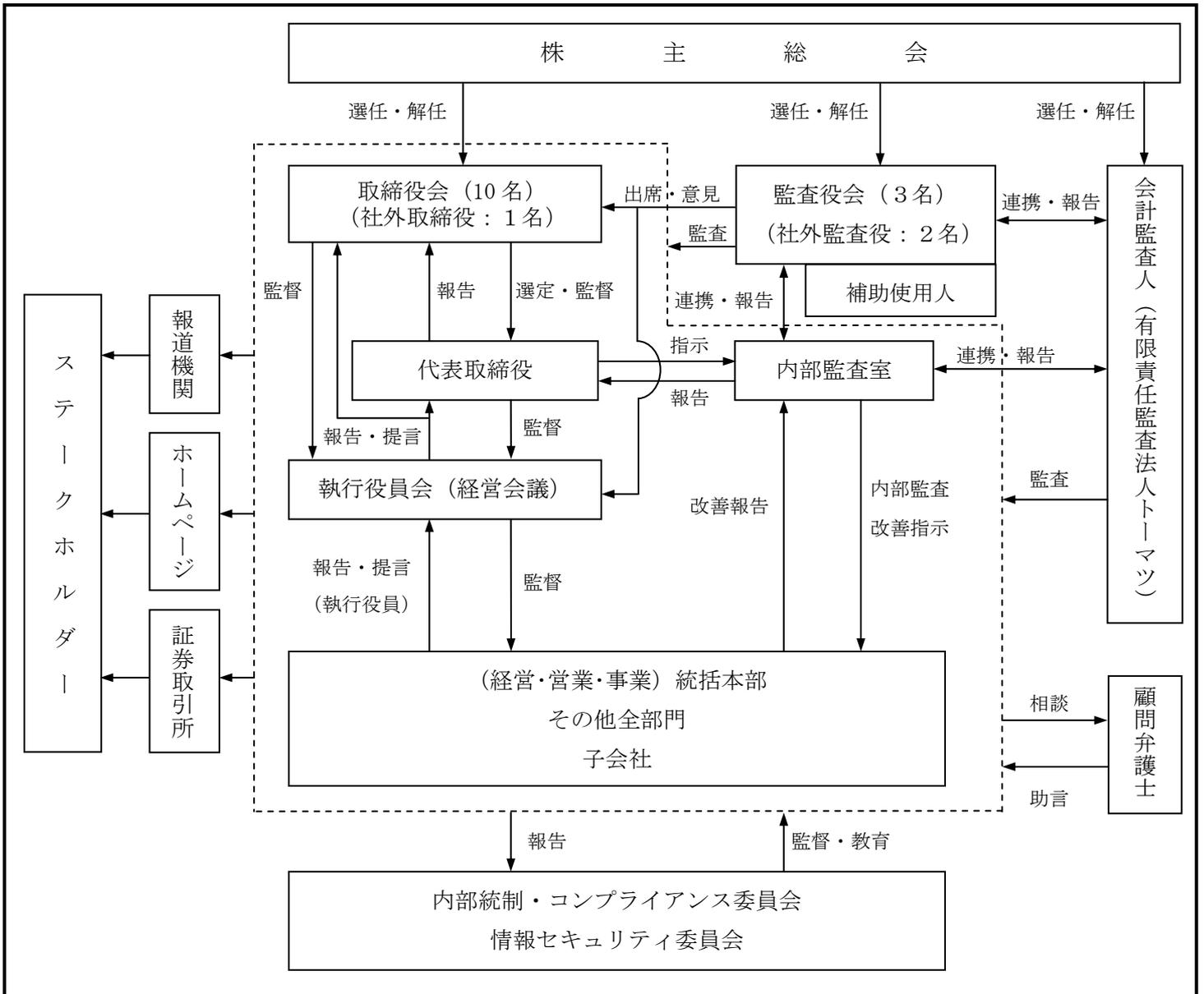
適時開示体制の概要

当社では、業務分掌、職務権限および関係会社の管理に関する社内規程に基づき、重要な会社情報（決定事実・発生事実・決算関連・子会社関連等）が発生したときは、経営会議の報告を経て、情報取扱責任部署（総務部）で集約される体制になっております。

総務部は、関係部署と連携し、必要に応じ監査法人および顧問弁護士の助言を受け、当該情報の内容および開示の必要性の検討を行い、取締役会の決議、承認を経て、情報取扱責任者の指示により、金融商品取引法、関係法令、証券取引所の定める適時開示規則等に従って、速やかに開示を行っております。また、適時開示した事項についても報道機関への公表、ホームページへの掲載を行うことで広範な情報開示を図っております。

さらに、当社グループ全体で内部統制・コンプライアンス委員会を組織し、法令遵守および適時開示に対する意識向上を図っております。

【 参考資料：模式図 】



【適時開示体制の概要についての模式図】

